

<<院内感染対策指針>>

医療法人社団 宍戸医院（神奈川県海老名市国分寺台 5-13-11）では、理事長・宍戸邦彦医師を院内感染管理者とし、感染対策部門を設置した。

院内感染対策指針・マニュアルを作成し、全職員がこれを理解し、実践する。

常に感染症対策に高い関心と危機意識を持って、日常の業務に取り組む。

1) 従事者に対する研修

患者のみならず、訪問者、医療従事者に関して、院内で起きたすべての感染症（細菌・ウイルス・カビ・ダニなど）についての基本的な考えや最新の知識を習得するため、適宜院内で研修を行う。

職員は医師会等、外部の機関が開催する関連研修会へ年2回程度を目標として積極的に参加するよう努める。

2) 基本的行動

職員は常に手洗いの励行、マスク・手袋・アイウェア・フェイスシールド着用の上、院内のアルコールによる清拭・清掃、空気清浄機やサーキュレーターを用いた換気を徹底する。

座席の配置に留意し、二酸化炭素濃度計による CO₂ のモニタリングを行い、3密（密閉、密集、密接）を回避する。

薬剤耐性菌の発生に留意し、抗生剤の適正使用に努める。

3) 院内感染管理者の業務内容

- ・関連した医学書・専門書については、いつでも誰でもが閲覧出来るようにし、日頃より各職員が資質の向上をはかるよう努力を行うものとする。

- ・感染症発症者、もしくは感染のおそれのある方において、速やかに医師に報告し、情報を共有し、即座に対応を開始する。

- ・届出が必要な感染症患者と診断した場合、速やかに委員会へ報告し保健所へ届け出る。自分や自分の家族に発生した感染症に関しても、速やかに委員会に申し出る。

また、必要に応じ診療制限を行い、高次病院や専門機関と連携をとって、転送等の適切な対応を行う。

- ・少なくとも週に数日、院内を巡回し、院内感染防止対策の実施状況を把握し、指導を行う。

4) 患者等に関する指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

また、感染症や感染対策について、患者から相談があった際には、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ理事長へ内容を報告することとする。

5) その他

院内感染が発生した際には、上記のとおり速やかに対応するものとするが、対応後は発生の分析等を検討し、再発防止に努めることとする。

本指針は必要に応じ、または定期的に見直しのための検討を行う。

指針に即した院内感染対策マニュアルを備え置き、いつでも全職員が見られるようにしておく。

最新の情報を入手し、それを参考として、適宜標準的予防策の加除を行っていく。

2022年4月